

最上消費生活センターニュース5月号

2021年5月1日発行

5月は消費者月間です

毎年5月を「消費者月間」として、消費者、事業者、行政が一体となって消費者問題に関する啓発・教育等の事業を集中的に行っています。令和3年度は以下の統一テーマで取組み、最上消費生活センターでは例年どおりパネル展示を行います。

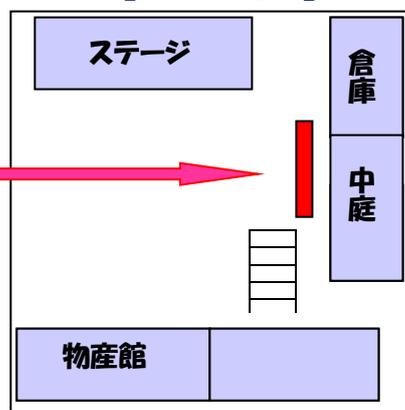
<令和3年度 消費者月間統一テーマ> 「消費」で築く新しい日常」

消費者一人一人が「新しい日常」において、よりよい消費行動について考え行動しようという趣旨

《期間》5月17日(月)～5月28日(金)
《場所》ゆめりあ1階「花と緑の交流広場」



[ゆめりあ]



昨年度の
展示の様子



※ 新型コロナウイルス感染予防のため、資料の配布を行わず
展示のみに変更することがあります。

新型コロナワクチン詐欺 消費者ホットライン

新型コロナワクチンの接種に便乗したトラブルや悪質商法には注意が必要です。国民生活センターでは、ワクチン詐欺に関する消費者トラブルについての相談を受け付けています。



10時～16時(土曜、日曜、祝日を含む)
フリーダイヤル(通話料無料)

消毒・除菌液を使うときの注意

～アルコール消毒液でドアノブが破損～



新型コロナ感染症対策用として、多くの消毒液や除菌剤が出回っています。その中で、使い方を誤って消毒液による思わぬ製品事故も起きています。使用できる場所や製品については、事前に説明書をよく読み、安全に使用しましょう。

【 事例 】

新型コロナウイルス対策のため、トイレのドアノブを一日5回程アルコール消毒していたところ、使用開始から約2か月でひびや亀裂が生じ破損した。

【 原因 】

このドアノブは金属をアクリル樹脂で覆った商品であり、商品説明書には「アルコール類の消毒液は絶対に使用しないでください。ひび割れや破損の原因になり手を傷つける恐れがあります。」との記載があった。

- ※ 国民生活センターで同型品の製品テストをした結果、同じように商品の表面にひび割れが起きました。詳しくは「国民生活センター」ホームページで公表されています。
- ※ 「厚生労働省」のホームページには、「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法」について詳しく紹介されています。消毒・除菌液を正しく選び、正しく使用しましょう。



「消費生活出前講座」について

講師が地域へ出向いて、悪質商法や契約トラブルに関する相談事例の紹介、トラブルへの対処法など、消費生活に関する知識を分かりやすくお伝えします。費用は無料ですので、ぜひご利用ください。

※お申込みは、ホームページから依頼書をFAXするかお電話でお問い合わせを。



5月・6月の無料法律相談会

5月11日(火) 13:30～15:30

6月 8日(火) 13:30～15:30

業者との契約トラブルや借金問題などについて、弁護士による専門的なアドバイス^{無料}で受けることができます。秘密は守られますので安心してお申込みください。

【場 所】 最上総合支庁

【時 間】 お一人様30分となります

※ご希望の方は、事前にお電話でご予約を。

最上消費生活センター TEL 0233-29-1370
FAX 0233-23-2605

〒996-0002 新庄市金沢字大道上 2034 (最上総合支庁1階)

《受付時間》月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

ホームページは「最上消費生活センター情報」で



消費者ホットライン188で、最寄りの消費生活センターにつながります。